「平成27年度沖縄県グリーン購入調達方針」 改正箇所

P.21·・・文具類の「ダストブロワー」に関して判断の基準の見直し有り。

P.31~・・・これまでの「OA機器」を、以下の分野3つに分割。

①画像機器等 :コピー機等、プリンタ機、ファクシミリ、スキャナ、プロジェクタ、カートリ

ッジ等、

②電子計算機等:電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ、記録用メディア

③オフィス機器等:シュレッダー、デジタル印刷機、掛時計、電池

P.31~46・・・コピー機等の判断基準及び配慮事項の追加、インクジェット方式の区分を変更。

P.39・・・「プリンタ/ファクシミリ兼用機」を「プリンタ複合機」に名称変更。

P.76···一次電池について、判断基準の見直しあり(表)。

P.77···分野名称を「移動電話等」に変更。

P.77~…移動電話等において「スマートフォン」項目の追加。

P.80~87···家電製品分野において、判断基準の見直し、追加及び経過措置の延長あり。

P.88~94···エアコンディショナー等の分野で、判断基準及び配慮事項の追加。

P.95~103···温水器等の分野で、経過措置の延長、判断基準の見直しあり。

P.104~110···照明の分野で、判断基準の強化。

P.111~121···自動車等で配慮事項の追加。

P.126~134・・・インテリア・寝装寝具において、「金属製ブラインド」項目の追加。

P.143~148···設備の分野において、判断基準の見直し。

P.157~184···公共工事分野で、判断基準の改正及び「合板型枠」項目の追加。

P.185~223···役務分野で判断基準の見直し、変更あり。